

北海道運輸局 公示第 65 号
(平成 17 年 10 月 14 日一部改正)
(平成 18 年 9 月 15 日一部改正)

公 示

道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 3 号に定める旅客の利便を阻害
しないと認める場合について

道路運送法施行規則第 15 条の 4 第 3 号の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の路線(路線定期運行に係るものに限る。)の休止又は廃止における旅客の利便を阻害しないと認める場合について、下記のとおり定めたので公示する。

平成 14 年 1 月 30 日

北海道運輸局長 中 本 光 夫

記

1. 高速バス路線(50 km未満の利用が可能なものを除く。)の休止又は廃止の場合
2. 付替路線(停留所の位置の変更がないもの及び変更があっても300 m以内のものに限る。)の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
3. 定期観光運送に係る路線の休止又は廃止の場合
4. 休止から1年以上経過した路線の廃止の場合
5. 300 m以内の短距離の区間の休止又は廃止で、当該路線の存する市町村からの同意がある場合
6. 路線の沿線地域の住民の日常的な利用がない路線の休止又は廃止で、当該路線の存する市町村からの同意がある場合
7. 一時的な需要に対応し運行している路線の休止又は廃止で、当該路線の存する市町村からの同意がある場合

付 則

この公示は、平成 14 年 2 月 1 日以降に当局管内の陸運支局において受理する申請に適用する。

付 則(平成 17 年 10 月 14 日付け北海道運輸局公示第 50 号)

この公示は、平成 17 年 11 月 1 日以降に当局管内の運輸支局において受理する申請に適

用する。

付 則（平成18年9月15日付け北海道運輸局公示第27号）

この公示は、平成18年10月1日以降に当局管内の運輸支局において受理する申請に適用する。